

令和5年6月21日

消費者契約法第31条に基づく調査報告書

調査委託者

公益社団法人全国消費生活相談員協会

理事長 増田悦子 殿

調査実施者 司法書士 渡邊 守

1 調査の方法

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委託者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているか否かについて、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務遂行の状況を調査しました。

なお、調査は令和5年6月15日、委託者の主たる事務所にて、消費者団体訴訟室長立会いのもと、帳簿その他の書類の確認及びその保管状況の確認などを行ないました。

以下、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指します。

2 法第30条（帳簿書類作成及び保存）関連

① 規則第21条第1項第1号

それぞれ事案ごとに適正に作成・保管されております。

② 規則第21条第1項第2号

令和4年度期は、新規事案は生じていないが、年度内の終結事件につきその概要を記録したものは適切に作成・保管されております。

③ 規則第21条第1項第3号

入手方法毎に事案の概要が記録され、適正に管理・保管されております。

④ 規則第21条第1項第4号

事案ごとに適正に作成・保管されております。

⑤ 規則第21条第1項第5号

事案ごとにまとめて管理されており、適正に作成・保管されております。

⑥ 規則第21条第1項第6号

議事録は議事録を一括し、法第13条第3項第5号の検討を行なう部門における検討の経過及び結果などを記録したものは事案ごとに管理されており、適正に作成・保管されております。

⑦ 規則第21条第1項第7号

会計簿

決算書、総勘定元帳、証憑等それぞれ表題毎に分類され、適正に作成・保管されております。

⑧ 規則第21条第1項第8号

会費、寄附金その他これに類するものにつき、諸規程等が整備保管され適正に

管理されています。

⑨ 規則第 21 条第 1 項第 9 号

令和 4 年度期は、当該財産上の利益はなく、作成書類はありませんでした。

3 法第 16 条第 2 項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）

掲示は各事務所入口の見やすいところにわかりやすく掲示されております。

4 法第 18 条（変更の届出）

変更届出は、全て適切になされています。

5 法第 23 条第 3 項（適格消費者団体間の連携）

調査委託者が他の適格消費者団体に情報提供した記録等を確認し、調査委託者が差止請求関係業務に関し、他の適格消費者団体と適切な連携をはかっていることを確認しました。

6 法第 23 条第 4 項（内閣総理大臣への報告義務）

それぞれ事案ごとに適正に通知・報告がなされております。

7 法第 27 条（判決等に関する情報の提供）

ホームページ上に「事業者等への申入れ」として事案ごとに掲載することにより、情報提供は適切に行なわれております。

8 法第 28 条（財産上の利益の受領の禁止等）

令和 4 年度期は、財産上の利益の受領が無かったため、作成資料はありません。

9 法第 31 条（財務諸表の作成、供え置き、閲覧及び提出等）

① 定款

② 業務規程

③ 役職員名簿

④ 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類

⑤ 財務諸表等

⑥ 収入の詳細その他資金に関する事項、寄付金に関する事項、その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類（規則 25 条）

⑦ 差止請求関連業務以外の業務を行なう場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類、その調査の方法及び結果が記載された調査報告書

上記書類は、いずれも書類毎に分類され、適正に作成・保管されております。

10 その他

登記事項は、登記事項発生の都度、適正に登記されております。

11 調査の結果

以上に記載しましたとおり、法律に定められた書類は、全て適正に作成及び保存されており、運営につきましても、法律及び規程の定めにより、適正に運営されていることを認め、ご報告いたします。

以上